

# 会計プロフェッションにとっての資質

—倫理・懐疑心、そして覚悟—

“Eligibility of Accounting Profession ;  
About Ethics, Skepticism and Determination”

八 田 進 二

## 1.はじめに

会計は健全な経済社会構築に際してのインフラであり、真実な会計情報は民主主義社会において、個々人に求められる自己責任の原則を担保するために不可欠なものである。そうした会計情報の信頼性を保証する社会的使命を担う会計プロフェッションには、高度な専門知識だけではなくて、一般人よりも高い倫理観が求められる。

加えて、独占業務としての監査業務を担う会計プロフェッション（ここでは、具体的には、公認会計士を念頭に置いている）には、監査の失敗を無くすためにも職業専門家としての懐疑心の保持が求められる。しかし、こうした会計プロフェッションが身につけなければならない倫理観や懐疑心、あるいはそれを適切に発揮しているかどうかについて、社会の人々が具体的に認識できる場面はほとんどないのが実情である。一方、会計プロフェッションを取り巻く環境の中で、監査の失敗や会計不正に加担したと批判される場合には、その原因として、決まって担当者の倫理観の喪失、あるいは懐疑心の欠如という点が指摘されるのである。

そのため、会計プロフェッションにおける倫理観や懐疑心の保持については、まさに自主規制の一環として捉えることが求められるのである、つまり法律や規則に規定されているから遵守するというのではなく、職業的専門家の証として、すべての公認会計士が常に意識しながら、気づきの気持ちや感度を磨くことで、高度な倫理観や懐疑心を具備する覚悟が求められるのである。

そこで、本稿では、こうした倫理観と懐疑心が会計プロフェッションの生命線を担うものであることを再確認するとともに、将来の輝ける会計プロフェッションになるための覚悟について提言を踏まえて考察することとする。

## 2.会計プロフェッションを語る前に

わが国において、2005年から始まった会計専門職大学院における教育目標の1つに、職業的専門家としての倫理、いわゆる職業倫理について学ぶことが期待されている。

ここにいう職業倫理とは、いわゆる専門職業を担うものにとっての職業上の倫理ということではあるが、特に、一般の倫理と比べて、何か大きな違いがあるというものではない。当然ながら、社会ないし一般の倫理が前提になっているのであり、その一般倫理の原点に、いわゆる社会人ないしはビジネスマンとしての一般常識というものであると解される。

では、この一般常識とはいかなる内容のものを指すのか、多義的な理解のあることも考えられるが、それを支える視点として、本稿では、社会において基本的なマナーをわきまえていることと捉えることとする。そこで、この社会人としての基本的なマナーを心得ているか否かという視点で捉えたとき、それは、日々の行動に際しての「礼儀」をわきまえていることと解するならば、そこには、下記のような行動原則を満たしていることが求められるであろう。すなわち、

- ① T P Oをわきまえていること。つまり、**Time**（時間）と**Place**（場所）と、**Occasion**（場合、**Opportunity**（機会）と使われることもある）に応じた方法・態度・服装等の使いわけをすべしということ。

日本語で「服装規定」と称されるドレスコードは、まさにT P Oに合わせた服装をすることで、周囲の状況や身だしなみに配慮することを指すものであり、こうしたコードに背反する場合には、非常識どころか、その場から排除されることもありうるのである。その意味からすれば、T P Oをわきまえるとは、まさに、常識と教養を磨くということに他ならないであろう。

- ② けじめのある「挨拶」を励行すること。

コミュニケーション能力が劣化しているといわれている今日、円滑なマンツーマン・コミュニケーションが不得手な者が少なくない。その原因の1つとして、われわれを取り巻く環境変化として、情報関連機器に頼る生活様式が浸透していることが挙げられる。まさに、マンツーマン・iPhone・コミュニケーション、ないしは、マンツーマンディスプレイ・コミュニケーションとでも称すべき状況が蔓延しており、人と人との相対での会話が激減しているからである。こうした状況を払拭するためにも、相手方に対して節度ある挨拶を励行することで、円滑なコミュニケーションを図ることが強く求められているのである。

- ③ 「時間厳守」を実践すること。

「時は金なり」あるいは「**Time is Money**」との名言にもあるように、日常生活においても当然ではあるが、とりわけ、多忙なビジネス社会においては、時間を浪費することは避けなければならない。限られた時間を効率的かつ効果的に活用するとともに、業務に関わる関係者に対する配慮からも、時間を守るということはビジネスに関わる者にとっての常識ともいえる。

- ④ 日々の「言葉遣い」について、正しい用法を理解し、必要な訓練をすること。

時代により、様々な新語等が登場するわが国の場合、年代・性別を問わず、流行り言葉を多用するような風潮が見受けられる。しかし、重要な業務に関わる立場に立つ者にとっては、社会的にも地位の高い者との接触もあることから、秩序ある正しい日本語の使用が期待されるのである。目上の人に対しては敬語が用いられるとの理解はあっても、それが尊敬語なのか謙譲語なのか、あるいは丁寧語なのか、正しく理解できている者は多くはない。しかし、言葉遣いの巧拙により、相手からの評価が分かれる事例は決して少なくないのである。

- ⑤ 自らの判断に迷ったときには、常に「相手の立場に立って」考えること。

少なくとも、独占的な専門業務に関わる者の場合、そこでの判断基準が確立されている場合はともかく、そうした基準が不明確ないしは確立していないような場合には、常に相手方ないしは顧客指向の立場から判断することが不可欠である。そうした行動様式こそ、職業上の倫理とも相通じるものと解されるのである。

### 3. 拡大する会計の領域・役割について

会計プロフェッションが守備範囲とする会計については、時代の進展に伴って、その領域の拡大と役割の変革がみられるのである。

そもそも会計とは、その原語であるAccountingからも明らかなように、より適切には、「報告すること」「説明すること」、さらには「責任を負うこと」と訳出される「account for ～」に本来の語源がある。それは単に、銭勘定の為の計算合わせの学問ではないということである。つまり、権限を有する立場の者が、当人に課せられた使命（役割）を適切に果たすとともに、その経緯ないしは結果・顛末について適時にかつ適切な情報開示（ディスクロージャー）を通じて、関係当事者（所謂、ステークホルダー）に対して説明責任を履行するといった一連の活動にこそ、会計の原点があるといえるのである。

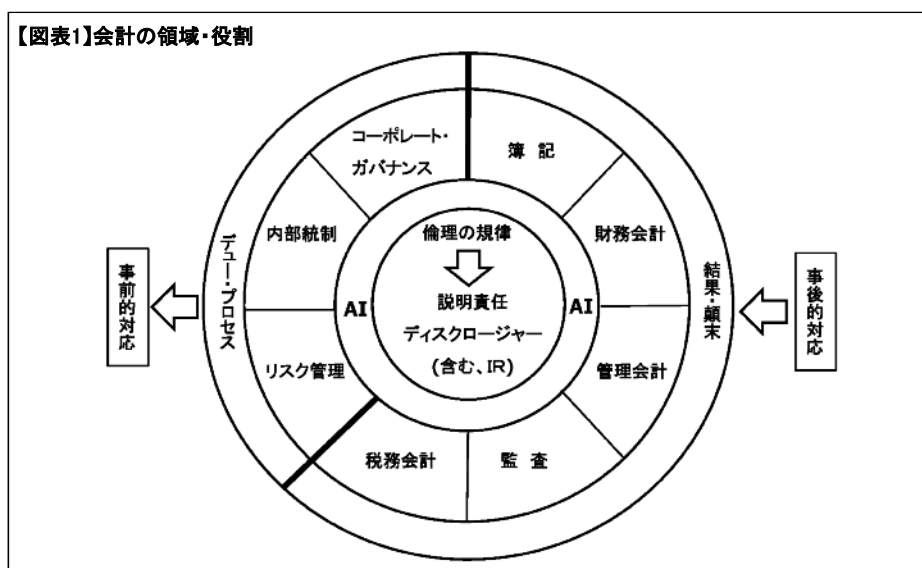
したがって、会計の役割についても、単に経済活動の結果ないしは顛末を報告するといった「事後的な対応」に拘泥することなく、より、健全な企業活動および信頼しうる市場の構築に向けたプロアクティブな「事前的な対応」を加味して捉えることが強く求められている。

簿記、財務会計、管理会計、監査および税務会計といった、旧態依然とした会計の領域を墨守し、経済活動の後追いをすることに重点を置いてきた旧来の視点を、今こそ大きく転換させることが不可欠なのである。というのも、企業経営者が本来の説明責任を適切に履行するためには、単に財務情報といった結果情報のみに依拠すれば事足りる時代ではなくなってきたからである。つまり、かかる情報は、健全な企業

経営を推進してきたことの証しとしての信頼しうる説明材料でなければならず、そのためには、企業経営に係るリスクの適切な管理と、有効な内部統制の整備・運用および経営全般を規律付ける健全なコーポレート・ガバナンスが担保されていることが不可欠であるといえるからである。

このように、リスク管理、内部統制そしてコーポレート・ガバナンスといった領域までもを会計の領域として包含することは、結果として、説明責任を履行するに際しての前提ともされる、企業経営の健全性を確保することであり、経営者の責任として、デュー・プロセス（正当な手続き）を踏まえた上での経営判断ないしは経営活動がなされたことを立証することにもつながるのである。

したがって、当然に、会計も、こうした企業における経営活動のプロセスに関与することで、事前的ないしは指導的ともいえるともいえる役割を担うことが可能となるのであり、それこそが、新たな視点での会計の領域に位置付けることができるものといえる。加えて、会計の全領域を通じて、担当者における倫理の規律付けが確保されていることが大前提にあることは論を待たないであろう。さらには、今後は、会計の領域にも、AI（人工知能）の進展による影響を大きく受けることが予想されるため、これらを取り込んだ形で会計の領域と役割の再定義が求められる可能性もある。こうした理解の一端を示したものが、【図表1】である。



#### 4. プロフェッションの意義と会計プロフェッション

会計プロフェッション（Accounting Profession）の前提となるプロフェッションに

については、歴史を紐解いてみると、12、3世紀の中世ヨーロッパにおける高等教育機関としての大学教育の始まりと密接な関係がある。すなわち、基本的に、ヨーロッパにおけるキリスト教精神を基礎に大学での高等教育を備えた専門職のグループを指して、これを、キリストの前で告白する意のプロフェス（*profess*）から転じて、プロフェッションと称したのである。ちなみに、中世ヨーロッパで始まった草創期の大学学部としては、聖職者養成の神学部、医師養成の医学部、そして、法曹人養成の法学部の3学部があった。これらプロフェッションに位置づけられる職業グループは、基本的に、社会奉仕および非営利的活動を行うことから、社会の人々からリスペクトを受ける立場に置かれたのである。その後の産業革命を経て、旧来の宗教的な色彩から解き放たれるとともに、科学文明の進歩、産業の発展および高度な専門知識の向上等により、種々の知的職業がこのプロフェッションの領域に含まれるようになったのである。その代表例として、公認会計士と称される会計プロフェッションが誕生したのである。こうした、近代的ないしは現代プロフェッションともいえる職業グループは、宗教的色彩から解き放たれた新しい産業社会型プロフェッションとして高度な倫理観を備えていることが要請されているのである。

なお、こうしたプロフェッション概念についての研究は、社会学の領域において種々なされてきているが、そこでの知見を援用する形で、プロフェッションの特質をとして、次の7つの要件を満たしていることが示されている<sup>註1)</sup>。

- ① 専門的知識があること
- ② 正式な教育・研修課程を備えていること
- ③ プロフェッションの団体への入会に関する基準があること
- ④ 職業倫理規程があること
- ⑤ 免許状もしくは特別な称号によってその地位が認められていること
- ⑥ 所属する人々が実施する業務に対して公共の利益が存すること
- ⑦ 所属する人々がその社会的責任を認識していること

因みに、わが国の公認会計士の場合、上記の2番目の要件については、これを充足していない虞がある。というのも、わが国の公認会計士試験は、2003年の公認会計士法改正により、公認会計士試験の受験資格要件を完全に撤廃してしまったからである。それまでは、半世紀以上にわたり、1次試験、2次試験、3次試験と3段階の試験制度となっており、基本的に、大学学部卒業が受験資格の要件となっていたことから、正規の高等教育機関と密接な連携がなされていたのである。しかし、規制緩和の名のもとに、試験制度の簡素化が図られ、こうした正規の高等教育機関との関係が完全に断絶されてしまったことで、世界に類を見ない形での試験制度に改悪されたのである。そのため、わが国の場合、公認会計士試験合格者に対して、3年間の実務補習制度に

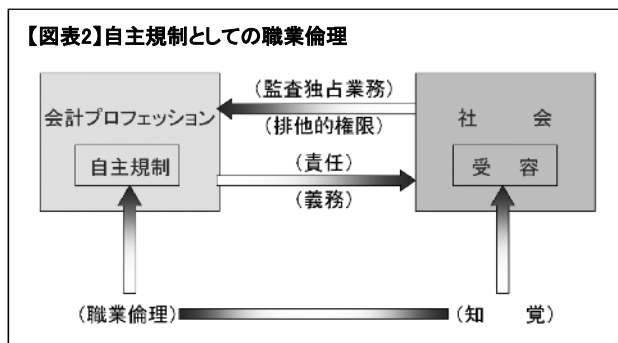
よる研修を義務付けられていることから、こうした試験制度の欠陥を補っているとの苦肉の理解がなされている。

なお、このプロフェッションの要件の中で特質すべきは、4番目の職業倫理規程の存在といえる。とりわけ、わが国で一般に使用されている「プロ」という語義については、専門職業以上に、高額報酬が得られる職業といった意味合いが強く、職業倫理の要件が希薄になっていることから、本来の意味合いでのプロフェッションについて正しく理解することが肝要である。

このような理解によるならば、わが国の場合、弁護士、医師以外に国家資格が与えられる他の専門職業、すなわち、税理士、不動産鑑定士、司法書士等々の士（さむらい）業については、一応、プロフェッションと称しても容認されるものと解される。

## 5. 自主規制としての職業倫理

すでにみたように、プロフェッションと称される専門職業の場合、基本的に、そうした職業グループに対して独占的な業務を行うための排他的権限が与えられているのが通例である。具体的に、公認会計士には、監査業務に関する排他的権限が与えられており、その見返りとして、社会的にも大きな責任と義務を負っているのである。このように、国家ないし社会が公認会計士に対して監査独占権限を与えているのは、会計プロフェッションは厳格な自主規制により、独占業務を担うに相応しい職業倫理を具備しているとの保証があるからにほかならない。事実、日本公認会計士協会（以下、JICPA）は、自らの組織をもって自主規制機関ないしは自主規制団体と標榜していることから、会計プロフェッションにおける自主規制はその生命線といえる。加えて、かかる自主規制の中核に職業倫理があると捉えるとともに、その実質については社会の人々が知覚可能であることが不可欠なのである。こうした関係を示したのが【図表2】である。



なお、職業倫理の重要な一翼を担うのが、厳格な「倫理規則」の制定と、それへの遵守状況の明確化を図ることである。そのためにも、自主規制団体の所属員として相応しくないメンバーに対しては、法令等への準拠違反に問われない場合であっても、倫理違反として、厳格な懲戒処分制度が十分に機能していなければならないのである。加えて、会計プロフェッションにとっての倫理は、監査独占業務を遂行する場合にのみ要請されるものではない。それどころか、常に、会計プロフェッションとして社会からのリスペクトを得るための根拠足りうるものであることから、日常生活の上でも、倫理の重要性を意識することが求められるのである。

ところで、会計プロフェッションの自主規制システムについては、以下の4つの要素が不可欠であるとされている<sup>注2)</sup>。

- ① 会計プロフェッションに加入し、かつ、継続して職業会計実務を行う権利を持つために必要な技量と専門能力について高い基準を設けること。
- ② 業務上の目標として、また違反の有無を判断する手段として役立つ技術的基準とよび倫理的基準を設け公表すること。
- ③ 技術的基準および倫理基準の遵守を監視し、かつ、その遵守を促すために、監査業務の品質管理についての方針と手続を定め、実施に移すこと。
- ④ 法律、証券取引委員会による規則もしくは職業会計人が定めた基準に違反した実務または行動に対して、罰を与えるための有効な懲罰制度があること。

上記の要素の中で、最も困難と解されるのが、④の有効な懲罰制度を機能させることであると思われる。とりわけ、わが国の場合、会計プロフェッションの団体であるJICPAの場合、これまで監査人の責任が問われる場面において、必ずしも厳格な懲戒制度が機能してきたとは言い難い。そのことが、わが国における監査不信をもたらす一因になっていることは紛れもない事実である<sup>注3)</sup>。やはり、見える形での懲戒制度を構築することが、自主規制を標榜するJICPAの最大の課題と捉えることができる。

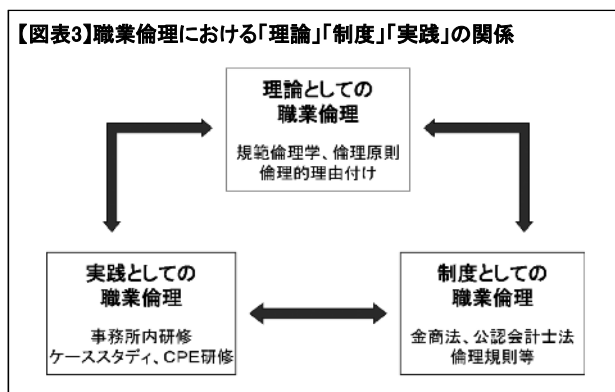
## 6. 職業倫理の有する意義とその枠組み

すでにみてきたように、職業倫理とは、プロフェッションの自主規制の問題を考えることである。社会はプロフェッションに一定の仕事をなす排他的独占権を与えると同時に、プロフェッションには、こうした権利を伴っての自主規制の権限が委ねられているのである。つまり、一定の業務独占権限を与える代わりに、プロフェッションが自らのメンバーを統制するための規制として、職業倫理履行の責任を負わせることで、まさに、プロフェッションの自立性を促進させているのである。したがって、プロフェッションが自らの倫理規程を履行せず、あるいは、効果的な自主規制を行わな

い場合には、社会ないし国家は当該プロフェッションから自主規制の特権を取り上げることができるのである。

具体的に、アメリカの会計プロフェッション団体であるアメリカ公認会計士協会（A I C P A）の場合には、証券取引委員会（S E C）の監視の下で、監査独占権限が与えられているが、万一、十分な自主規制が機能しない場合には、かかる権限が取り上げられるといった構図にある。それに対して、わが国の場合には、金融商品取引法の第193条の2および3において、公開会社の監査については、法律上、公認会計または監査法人という形で、会計プロフェッションの独占権限であることを規定しており、自主規制の履行が要件とされていない点が、大きく異なっている。

ところで、会計プロフェッションにとっての生命線をなす職業倫理について、これをいかにして身に着けることができるかという課題がある。ただ、一口に職業倫理の養成と称しても、多面的な視点でのアプローチが可能となるものの、本稿では、これを、下記の【図表3】に示すように、「理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の3つの側面で捉えることで、倫理観の向上に資することとする。



「理論としての職業倫理」とは、会計プロフェッションのあり方や行為について、どう考えるべきかを倫理に関連する学問的な知見を利用して理論的に考える視点であり、規範倫理学や倫理の一般原則等について考察することが考えられる。したがって、その前提には、広く哲学的な考察を行うことも求められる。この点を、会計プロフェッションの倫理に当てはめるならば、まさに、会計プロフェッショナルリズムという概念に接近して、それを体得することではないかと思われる<sup>注4)</sup>。なお、ここに会計プロフェッショナルリズムとは、「会計プロフェッションが保持すべき職業意識として、公共の利益を保護するために、独立的な職業専門家として、誠実性と高度な倫理



観を備え、覚悟を持って行動することを意味するものであり、利益指向の営利主義に根ざした「コマーシャリズム」に対立する概念である。」と捉えられるものである。

次の「制度としての職業倫理」とは、倫理に関する規制を見える形で制度化した諸法令ないし諸規則等を学習することである。具体的には、金融商品取引法、公認会計士法のほか、J I C P Aの倫理規則等の内容について理解するとともに、それを遵守することが求められている。なお、J I C P Aの倫理規則については、国際会計士連盟（I F A C）の「倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）」を全面的に遵守した規定となっており、言わば、グローバルスタンダードとしての倫理規則と解される。特に、会計事務所に所属している会員だけでなく、それ以外の一般の事業会社等に所属する会員（Public Accountants in Business；通常、P A I Bと略称し、組織内会計士と称している。）をも包含した、すべての会計プロフェッションにとっての倫理規則として機能することが期待されているのである。

このように、「理論としての職業倫理」と「制度としての職業倫理」は、いずれも、会計プロフェッションが遵守すべき倫理のあるべき姿を規制しているものであって、実際に、高度な倫理観を具備しているとの保証はない。本来は、こうした規制内容の実質を正しく理解したうえで、日々の業務の中に実践していくことが不可欠であり、それを指向しているのが「実践としての職業倫理」なのである。具体的には、過去に見られた倫理違反事例、それから得られる教訓および複数の倫理問題に対してどのような対応を講じることが最善なのか、また、会計および監査の現場で得られた事例などを基に公認会計士個人が自らの頭で実際に考え、ディスカッションを重ねることによって職業倫理観を向上させるのである。そのため、実践の場で教えるオンザジョブトレーニング（O J T）、あるいはケーススタディや過去の倫理違反事例についての研修等、所属事務所での継続的な研修が考えられる。

しかしながら、この「実践としての職業倫理」についてはいくつかの課題もある。つまり、O J Tの場合、一般に多忙な現場では、一過性の知識で終わる可能性も高く、それも、現場の状況や上司の資質に左右されることも多いからである。さらに、通常、倫理問題は現場の業務の観点からは優先順位が低く、後回しされる可能性が高いということである。

あるいは、倫理問題を独立性規程の遵守や、品質管理にかかる問題としてとらえる向きもあるが、倫理問題は、監査人の契約、業務、判断等のすべてにかかわる広範なものであるとの視点が希薄になっているのである。加えて、各事務所で、事例研究を行っているという場合も多いが、事例研究は、あくまでも過去の事例の解説がほとんどで、将来をも見通した形での、職業倫理高揚のためのケーススタディとしては限界があるということである。

## 7.新たな視点での「職業倫理」教育・研修の必要性

すべての教育ないしは研修に共通する問題ではあるが、最新の状況を踏まえて醸成すべき職業倫理観については、特に、以下の点に留意することで、激変する会計および監査環境に合致した倫理観の養成を可能とする教育・研修に改善されることが不可欠なのである。

- ① その時点でのみでの知識や情報を前提にした「時点」教育・研修から、変革激しい環境に合致した知識や情報を得るための「継続」教育・研修に移行すること
- ② 知識偏重型の記憶力に頼った「覚える」教育・研修から、あらゆる状況における種々の課題に的確に回答できるための「考える」教育・研修へと変更すること
- ③ わが国の状況にのみ適合するような「国内」教育・研修から、グローバルな視点での「国際」教育・研修へと変革すること
- ④ 旧来の知識や情報を前提とした「過去」教育・研修から、不確実な将来における多様な課題に取り組めるような「将来・未来」教育・研修へと変貌すること
- ⑤ 一義的な回答を求める「解のある」教育・研修から、多様な局面での解決が求められる力を養成する「解のない」教育・研修を指向すること
- ⑥ 公共性の高い業務の担い手の場合には、「受け手の立場」に立っての教育・研修から、さらに、それを正しく説明することができるように、「発信する立場」に立っての教育・研修へと拡充すること

このように、旧来の教育ないし研修を乗り越えて、新たな視点での教育・研修を推進することこそ、時代に適った職業倫理観の醸成には不可欠なのである。

しかしながら、真実な情報の発信を前提とする会計および監査の世界では、相変わらず、不正が無くならないのも厳然たる事実である。とりわけ、21世紀初頭のアメリカで起きた、エンロン社の不正会計事案をはじめとする不正会計の続発を契機として、2002年制定の企業改革法に象徴されるように、会計プロフェッションを取り巻く環境は規制強化の流れが促進されたのである。その後、わが国においても、カネボウ事件（2005年）、ライブドア事件（2006年）、日興コーディアル事件、そして、みずほ監査法人（前、中央青山監査法人）の消滅（2007年）という形で、会計および監査不信の状況が蔓延したのである。そのため、監査人に対する規制の強化に向け、2003年および2007年の公認会計士法改正を始めとする監査人の独立性に関する規制が強化されたのである。しかし、ここでの独立性の規制は、あくまでも、外見的独立性に関する規制であり、監査人としての精神的独立性の喪失を克服するための代替的な対応に過ぎないということである。そのため、その後も、オリンパス事件（2011年）、大王製紙事件（2011年）を経て、東芝事件（2015年）が発覚することになり、会計プロフェッションに対する信頼は著しく劣化したのではないかと思われる。

このことから分かるように、監査人は、本当に、高度な倫理観を備えて行動しているのか、更には、不正会計の防止ないしは抑止に向けて、職業的な懐疑心を保持、発揮してきているのかについて、大きな疑問が投げかけられたのである。

そもそも「監査基準」の一般基準の3では、「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」と規定している。その後、オリンパス事件を教訓に新設された「監査における不正リスク対応基準」では、さらに、職業的懐疑心の発揮および高揚を求めている。監査人に求められている精神的独立性が、監査人としての存在意義ないしその本質であるとするならば、「懐疑心」ないしその発揮は、監査実務における精神的独立性の積極的な発露としての行動規範として位置づけられるのである。

そこで、アメリカ公認会計士協会の「監査基準書（SAS）」第99号（2002年）では、不正による虚偽の表示リスクを検討する際には、この職業的懐疑心を監査人が働かせることの重要性を規定している。と同時に、監査人が職業的懐疑心を働かせることについては、①疑う心（questioning mind）を持ち、②監査証拠を批判的に評価する態度を含むものと規定しているのである。とりわけ、監査証拠の批判的評価については、監査人が、最終的に監査意見を表明するに際しての合理的な基礎をなす、過不足のない証拠が得られているか否かを判断することであり、職業専門家としての覚悟ある決断を下すことである。つまり、監査人は、過去の監査状況や監査経験、さらには先入観に左右されての判断等に影響を受けて最終結論を導いてはならないのである。まさに、こうした覚悟を示すことこそ、職業専門家としての真骨頂が問われるということである。それは、監査人としてのプロフェッショナリズムを体現できているかどうかが問われる状況と捉えることができる。

## 8. 職業的懐疑心を喪失したことでの監査責任の追及

精神的独立性を具体的に発揮した状況であるとして、正当な注意の一環として規定されている懐疑心ではあるが、現実には、この懐疑心を十分に発揮できていなかったということで監査責任が問われているのである。例えば、以下の【図表4】に示すように、アメリカでは、早くから、監査上の欠陥領域の上位に、この職業的懐疑心の保持に関する欠陥が挙げられていることから、懐疑心の保持に対する要請は単なる精神論ではないのである。

【図表4】

	監査上の欠陥領域	割合 (45件中の)
1	不十分な監査証拠の入手 (特に、資産の評価、資産の所有権および経営者の陳述に関する領域での証拠)	80%(36件)
2	職業的専門家としての正当な注意の行使に関する欠陥	71%(32件)
3	然るべき水準の職業的懐疑心の保持に関する欠陥	60%(27件)
4	一般に認められた会計基準(GAAP)の要件についての解釈誤りもしくは適用誤り (GAAP違反の多くは、特殊な資産評価問題に係る異常な資産に関連)	49%(22件)
5	監査計画の策定および監査業務の計画における欠陥 (固有リスクの評価および非典型的な取引に関連したリスクの認識上の問題に関連)	44%(20件)
6	形式的な監査証拠に重点を置いた検証に依存し過ぎることによる欠陥	40%(18件)
7	重要な経営者の見積りの評価に関連した適切な証拠入手に関する欠陥 (不十分な監査証拠の入手)	36%(16件)
8	売掛金の確認における欠陥 (確認対象の売掛金口座の数の決定、確認手続が履行不能な場合の代替手続の実施および確認手続の方法に関する欠陥)	29%(13件)
9	重要な利害関係者間取引についての認識および開示上の欠陥 (当該取引は、ほとんどが利益の水増しに利用されている)	27%(12件)
10	脆弱な内部統制に依拠し過ぎることによる欠陥 (内部統制上の欠陥の有無に関して不十分な検証しか実施していない)	24%(11件)

※なお、上記以外には、独立性の欠如、不適切な監督およびレビュー、および、不適切ないし一貫性のない監査調書等の問題領域がある。(SECの執行処分、1987-1997)  
(出典:Mark S. Beasley, et., Top 10 Audit Deficiencies, Journal of Accountancy, April 2001, AICPA)

同様に、わが国においても、2003年の改正公認会計士法の下で創設された公認会計士・監査審査会では、これまでに行ってきた、監査法人の処分勧告において、「職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を実施したものと認められない監査業務がある」といった形で、監査人の懐疑心の欠如を指摘した事例も見られるようになってきている<sup>注5)</sup>。

なお、2015年発覚した東芝事件以後、金融庁は、「会計監査の在り方に関する懇談会」を立ち上げて、以下に掲げる、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき5つの取り組みについて提言したのである。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

これらの提言を受けて、上記の(1)に関しては、新たに設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が、2017年3月31日に、『監査法人の組織的な運営に関する原則—監査法人のガバナンス・コード』を公表し、監査法人の実効的な組織運営が図られることを期待することとなった。また、(2)に関しては、「監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を設置して、2019年1月22日に『会計監査に関する情報提供の充実について—通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心

として』を公表している。さらに、(3) に関しては、2017年7月20日の第1次報告と、2019年10月25日の第2次報告と、2回にわたり、『監査法人のローテーション制度に関する調査報告』を公表して、監査法人の強制的なローテーションに関する国内外の実態等についての調査結果を公表するとともに、今後も更な検討が予定されている。

いずれにしても、不正会計と監査上の課題を払拭するために講じなくてはならない課題も残っており、わが国の会計監査の信頼性確保に向けた取り組みは、未だ道半ばと捉えられる。

## 9. 会計プロフェッションに対する魅力を高めるための課題

克服しなくてはならない数多くの課題はあるものの、経済社会において、会計プロフェッションが果たすべき役割は極めて大きく、かつ、社会からの期待も大きい。因みに、アメリカでは、大学生および大学院生により「最も倫理観の高い職業人」として、常に上位に位置づけられるのが公認会計士であることは、よく知られているところである。また、イギリスでは、大学生から「最も人気の高い業種」として、その上位に国際的ネットワークの大手の会計事務所が挙げられているのである。このことは、とりもなおさず、社会の人々が抱く会計プロフェッションに対する期待の大きさを反映しているのであり、それに伴う責任の大きさを自覚しなくてはならないのである。

会計プロフェッションに求められる資質を的確に表現する用語として、「ノブレス・オブリージュ (noblesse oblige ; 位高ければ徳高きを要す)」がある。つまり、財力、権力、社会的地位の保持には責任が伴うということであり、それに見合った徳、倫理観、誠実性を持つべきであるということである。これこそ、会計プロフェッションに課せられた課題だといえる。まさに、責任ある気概とプロフェッションとしての矜持(プライド)を備えた会計プロフェッションの養成、そのための会計教育・研修が極めて重要になってきているのである。社会的に尊敬(リスペクト)を受けるに値する職業人になることこそが、真の会計プロフェッションとして社会的にも高い評価を受けることになるものといえる。そのためにも、公共の利益(パブリックインタレスト)を守るとの、強い覚悟を堅持することが極めて重要なのである。

思うに、会計プロフェッションの活躍の場は、時代とともに、拡大の一途を辿っている。それは、監査法人等の会計事務所に勤務するだけでなく、一般事業会社等の民間機関に勤務して組織内会計士として重要な役割を担うこと、官公庁等の公的機関に勤務して健全な資本市場の育成と改革に貢献すること、さらには、会計および監査の研究あるいは教育者として、次代の会計プロフェッションの育成等に貢献すること等、活躍の場は大きく広がりを持っているのである。

それは、会計プロフェッションが果たすべき機能の拡大とも相通じるものといえる。

すなわち、旧来は、監査人として「批判的機能」を発揮するとともに、会計専門家として「指導的機能」を発揮することが期待されるとの理解が一般的であった。しかし、この批判性と指導性の発揮に加えて、会計プロフェッションには、さらに「創造的機能」を発揮することが求められているものと解される<sup>注6)</sup>。ここにいう「創造的機能」とは、会計プロフェッションが、会計士監査人として経済社会の最先端の実務ないしは経済取引にふれる機会を有していることから、それに対する正しい会計処理基準の策定に貢献すべき役割を負っているということである。まさに、会計基準の設定には、会計プロフェッションの有する豊富な知見が活用されるべきだということである。

いずれにせよ、会計プロフェッションに課せられた役割と責任は、ますます大きくなってきており、それを実行するためにも、高度な倫理観と責任意識、さらには、健全な懐疑心を行使することが不可欠であるが、結局は、社会に貢献すべきとの確固たる覚悟をもって業務に臨むことが極めて重要になっているということである。

#### 注

- 1) 八田進二訳『会計プロフェッションの職業基準』白桃書房、1991年、19-20頁。
- 2) 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み』白桃書房、1990年、272-273頁。
- 3) 例えば、2015年に発覚した東芝の不正会計事案の場合、最終的に前任監査法人が表明した監査意見と、後任の監査法人が出した結論での監査意見とが異なっているにも拘わらず、会員を指導監督する立場にある自主規制団体としてのJICPAは、何らの説明責任も果たしてきていない。そのため、現時点においても、両者の間での意見の相違は放置されたままになっており、監査に対する不信感を一層増幅させているのである。
- 4) アメリカで、2003年に創設された公開会社会計監視委員会（PCAOB）の初代の主任監査官ダグラスR. カーマイケル氏が、2003年12月12日開催のAICPA全国会議において行った「プロフェッショナリズムことが第一」と題する講演での指摘に依拠している。（Douglas R. Carmichael, "Professionalism is Primary", AICPA National Conference, December 12, 2003, Washington, DC.）
- 5) 公認会計士・監査審査会が、これまでに「懐疑心の欠如」を理由の1つに挙げて処分勧告を行った事案は以下のとおりである。
  - なごみ監査法人（平成19年10月25日）、その後、解散
  - ロイヤル監査法人（平成24年2月1日）、金融庁処分；業務改善命令（平成24年3月30日）
  - 阪神公認会計士共同事務所（平成24年11月22日）、金融庁処分；業務停止1月

(平成25年2月5日)

九段監査法人(平成26年7月11日)、金融庁処分;業務改善命令(平成26年10月29日)

新日本有限責任監査法人(平成27年12月15日)、金融庁処分;業務停止と改善命令(平成27年12月22日)

監査法人大手門会計事務所(令和元年12月6日)

6) 会計プロフェッションの有すべき創造的機能に関しては、以下の論稿に詳しい。

八田進二「監査人としての会計プロフェッションの創造的機能」『会計プロフェッション』青山学院大学大学院会計プロフェッション研究学会、2014年3月25日、143-153頁。

#### 【付記】

本稿は、将来の会計プロフェッションを目指す者に対して行ってきた会計専門職の「職業倫理」の講義ないしは研修等の冒頭において講義してきた内容を基礎としている。

(はった しんじ・大原大学院大学 会計研究科教授)